

「一般質問傍聴者託児サービス」の流れ

①申し込み
(電話・FAX・メール等)

保護者(利用希望者)
お子様(満1歳以上の就学前幼児)

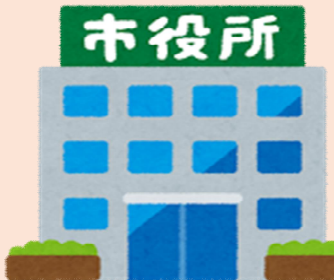


保護者手続きの流れ

利用希望日の7日前
までに議会事務局ま
でお申し込みくださ
い。

市議会

議会事務局
(市役所 3F)



託児室
(もみじホール 3F和室)



お子様を託児室に
お預け頂いた後、
本会議場の傍聴席
にて、議会を傍聴
してください。

②受付
(託児利用申込書の記入)

③託児サービスの実施
(保護者は議会の傍聴へ)

保護者からの申し込
みを受け、議会事務
局にて「愛育会」へ託
児依頼を行います。
また、万が一の事故
に備えて保険の加入
手続きを行います。

派遣

愛育会
(市ボランティア団体)



申込内容等の確認